

資料 2

| 平成29年3月10日付け確認書 | | | |
|-----------------|--|------|----------|
| 調印者 | 島根県知事・出雲市長・飯南町長・美郷町長・中国電力社長 | 優先事項 | 15項目との関連 |
| 第1条 | 中国電力株式会社は、次の取組を行う。 (1) 来島ダムからの環境放流量は、常時毎秒2立方メートルとする。ただし、設備の保守、点検等に放流できない場合を除く。 (2) 渇水時においても前号の環境放流を最優先する。 (3) 窪田発電所窪田堰及び乙立発電所八幡原堰において、志津見ダム運用開始に伴う流況改善分に、第1号に規定する環境放流量相当分を加えて流下させる。 (4) 明谷堰及び川崎堰における魚道改修について応分の負担をする。 (5) 来島ダム湖における水質対策を実施する。 | | |
| 第2条 | 中国電力株式会社が申請する水利使用期限は、平成39年3月31日とする。 | | |
| 第3条 | 島根県は、環境等を評価する組織を設置し、神戸川の河川環境（渇水・河口閉塞を含む。）に関する情報共有・意見交換等を行い、関係者間の信頼関係の醸成に努める。 2 前項の組織の目的、内容、組織構成などの詳細は、別途検討する。 | | |
| 第4条 | 島根県、関係市町及び中国電力株式会社は、前条により設置する組織における意見を踏まえ、神戸川の河川環境の保全のために必要な取組を、それぞれの機関において、行っていく。 2 中間時点の平成33年度（令和3年度）において、前条により設置する組織における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、調整会議において、検討を行い、必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案する。 | | |
| 第5条 | 第3条により設置する組織における意見並びに第1条及び前条の取組を踏まえ、調整会議において更新後の水利使用期限までに分水の必要性を含めてさまざまな角度から再検討する。 | | |

| 平成29年10月18日付けの出雲市からの課題提起15項目 | | |
|------------------------------|---------|---|
| 優先事項 | 確認書との関連 | 提出者 出雲市長 |
| | | ① 中国電力は来島ダムの環境放流量を常時2m ³ /sとし、渇水時には、環境放流を最優先し、農業用水などの維持流量が不足しないように来島ダムからの環境放流量を毎秒2トン以上放流するものとする。 |
| | | ② 中国電力は、「馬木地点」において毎秒4.4トン【正常流量】を、来島ダムからの環境放流量により確保するものとする。 |
| | | ③ 中国電力は、来島ダム放流量の確認のために「八神地点」において、水位及び流量観測するものとする。 |
| | | ④ 窪田堰・八幡原堰においては来島ダムからの環境放流量と平成25年5月までに減水区間を流れていた流量を加算して放流量を決定する。 |
| | | ⑤ 水利使用期間満了時の時点をもって分水を廃止する。 |
| | | ⑥ 検討組織において、検証方法として中国電力は来島ダムにおける発電を2年間停止した上で洪水ゲートを2年間解放し、本来の流量をそのまま神戸川に流して、分水した時と分水しない時の河川環境の比較検証を実施する。 |
| | | ⑦ 中国電力は国交省と連携し、志津見ダムの利水容量640万トンが常用洪水吐下端の常時満水位となるように来島ダムの環境放流量を毎秒2トン以上とする。 |
| | | ⑧ 中国電力は来島ダムからの最大取水量を毎秒10トンとする。 |
| | | ⑨ 中国電力は、来島ダムでの取水により河口までが減水区域となり、河川が持っている本来の浄化機能が失われていることを理解し、現象となっている問題に関して定期的な協議の場を設け、関係者及び流域住民と解決に向かう施策を実施する。 |
| | | ⑩ 中国電力は河川本来が持っている浄化機能が来島ダムでの取水により、ヘドロの堆積、河床のアーマー化、砂利の供給不足、水草の繁茂、異常繁殖生物の繁殖等が広がっていることを理解し、その浄化機能回復を行う来島ダムの操作規定の見直し等の施策を講じる。 |
| | | ⑪ 中国電力は、戦略的アセスメント（環境影響評価）による再評価書を作成し実施、報告する。ただし、方法書、準備書等のプログラムを作成するに当たり、水域及び陸域の調査地点、調査期間、調査内容、予測方法を協議する。 |
| | | ⑫ 島根県及び中国電力は、確認書の内容がチェックできる監視体制を構築し、違反が発生した場合には、是正する。 |
| | | ⑬ 国交省、島根県及び中国電力は、来島ダム、志津見ダム及び関係者と連携を図り、毎年、ジャスト・イン・タイムな放流を行う。 |
| | | ⑭ 中国電力は、来島ダムからの放流水は上流から流入する水質を保った水を放流する。 |
| | | ⑮ 国交省、島根県及び中国電力は、来島ダムから河口までの水質を定期的に調査し、関係機関に報告する。ただし、関係者から水質の悪化現象が確認され調査の申し入れがあった場合は、双方理解のうえ、調査、報告するものとする。 |

↓
関連する事項

↓
神戸川問題の経緯に関する整理（時系列で整理）

※飯野委員からの提案により実施